

平成30年度第4回小高区地域協議会会議録

- 1 日 時：平成30年8月21日（火）  
午後3時00分～午後5時00分  
2 場 所：小高区役所 第3会議室

- 小高区地域協議会委員数：15人、当日出席委員：9人（欠席委員6人）

【出席委員名】

林 勝 典 会長、 渡 部 義 則 委員、  
佐 藤 直 美 委員、 西 山 喜 代 子 委員、  
田 中 由 里 子 委員、 堀 内 洋 伯 委員、  
飯 塚 宏 委員、 杉 重 典 委員、  
小 林 友 子 委員

【説明職員等】

小高区役所長	紺野 昌良
小高区地域振興課長	上野 勝
小高区地域振興課主任主査	藤田 幸一
小高区地域振興課振興係長	門馬 修一
小高区地域振興課振興係主事	鶏徳 浩司（書記）
小高区市民福祉課長	渡辺 和宣
小高区産業建設課長	相良 裕季
教育委員会事務局次長兼教育総務課長	木幡 藤夫
教育総務課教育環境創造担当係長	志賀 和浩
市民生活部次長兼生活環境課長	山田 一栄
生活環境課衛生施設係長	遠藤 哲生
環境省福島地方環境事務所	

## 1. 開 会

### ○事務局

委員15人中、9人の出席ということで、過半数を超えておりますので、協議書10(2)により、本日の会議は成立しております。

## 2. 会長挨拶

### ○会長

(林会長 挨拶)

### ○事務局

協議書10(1)により、会議の進行は、会長が行うこととなります。林会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

## 3. 議事

### (1) 会議録署名人の指名

#### ○会長

会議録署名人は、田中由里子委員、堀内洋伯委員の二名にお願いします。

### (2) 協議事項

#### ① 視察研修について

#### ○会長

次に、協議事項①『視察研修について』を議題といたします。事務局説明をお願いします。

(事務局 説明)

#### ○会長

それでは事務局に一任しますので、詳細が決まり次第、委員に連絡をお願いします。

### (3) 報告事項

#### ① 南相馬市公立学校適正化計画（案）をパブリックコメントに諮ることについて

##### ○会長

次に、報告事項①『南相馬市公立学校適正化計画（案）をパブリックコメントに諮ることについて』を議題といたします。担当課の説明をお願いします。

##### ○教育総務課

（担当者説明）

##### ○会長

ただいまの報告について質問があればお願いします。学校は地域のシンボリックな存在ですので、もし統合したとしても跡地利用はどうなるのだろうか、といった意見も含めて質問をお願いします。

##### ○杉委員

パブリックコメントの実施概要を見ると、9月5日から25日までが意見提出期間となっているが、いままで市は多くのパブリックコメントを実施しているが、その例からみるに、多くの方がパブリックコメントの実施を知らないのが現状となっているのではないかと。パブリックコメント実施後に「意見がなかった」ではなく「知らなかった」のが大半ではないかと。今回の件は将来を考えると重要なことなので、広く市民に意見を求めていることを示した方がいいのではないかと。

##### ○教育総務課

パブリックコメントの実施については、市広報紙で予告し、市のホームページ、本庁、鹿島区役所、小高区役所など、主要な公共施設で縦覧できるようにしておりますが、ただいま委員から指摘された課題もあると思われまます。パブリックコメントの担当の秘書課にその旨をお伝えし、今後、より多くの市民にご覧いただけるようにしたいと思います。

なお、今回ご提示する計画の素案につきましては、市内小中学校長へ別途通知し、意見等をお聞きすることにしております。

### ○会長

本年度12月から、地区懇談会を計画しているのですが、パブリックコメントで出された意見を持って懇談会に入ると思います。内容について各地区の実状に合った懇談会が出来れば良いと思うので、資料を的確に準備いただきたい。

### ○教育総務課

本計画が策定された後、12月から各地区で地域懇談会の開催を予定していますが、その前段にPTAの役員、行政区長などに事前に説明をさせていただき、懇談会のあり方や進め方について、決定したいと考えております。

また、地域懇談会は基本的に中学校単位での開催を考えておりますので、小高区ですと1回になるのですが、小高区には4つの小学校があり、「小学校ごとにやってほしい」との要望がありましたので、要望に応じて実施したいと考えております。

### ○堀内委員

「南相馬市公立学校適正化計画（素案）の概要」3ページの、5. 学校適正化の具体的な方策の、(2) 地域別の検討対象校及び優先対象校の表ですが、「小高中学校の統合は検討しません」となっているので、色分け（検討対象校及び優先対象校の区分）をする必要はないのではないか。色分けしてあると、中学校の将来を不安視する声が出るのではないかと。

### ○教育総務課

市でアンケートを実施し、望ましい中学校規模をお示ししたうえで、現実的な学校規模をご案内するために表記したものです。なお、中学校については、小高、鹿島、原町にそれぞれ適正な位置に配置されているので、今回の計画では中学は対象としませんでした。

### ○西山委員

統合する場合、しなかった場合双方で良い面・悪い面があると思いますので、その点の説明をお願いします。

また、子どもたち・保護者には適正化計画の話は伝わっているのですか。

### ○教育総務課

市内小中学校の適正化を検討するに当たり保護者教職員を対象にアンケートを実施しました。（資料1 A3横版）

学級人数を決めるに重要なこととして ○学習指導がきめ細かい ○子供に向き合う時間大 ○コミュニケーション能力が身につく があります。

学級規模では ○一人ひとりが活躍できる機会が多い ○学級同士が切磋琢磨できる環境が多い ○学習指導等がきめ細かくできること ○人間関係が固定化されないこと ○クラブ活動の充実（どちらも上位回答）があります。

これらを実現するには、1学級あたりの児童数、1学年あたりの学級数を一定程度確保する必要があります。

国が示す学校適正化の一般的なメリットとデメリットについてですが、適正化を図ることができれば、保護者や教職員が望む教育環境を提供できるというメリットがあります。

一方、適正化が図れない場合、学級同士が切磋琢磨する環境が確保されない、人間関係が固定化されてしまう、コミュニケーション能力が育成されにくいなどのデメリットがあります。

#### ○会長

それ以外の質問はないですか。それでは報告事項①を終了いたします。

#### ② 今後の南相馬市仮設焼却施設の処理計画について

#### ③ 埋設有害鳥獣（イノシシ等）の焼却処理について

#### ○会長

次に、報告事項②『今後の南相馬市仮設焼却施設の処理計画について』および報告事項③『埋設有害鳥獣（イノシシ等）の焼却処理について』を議題といたします。これらは関連しますので一括して報告してもらいます。その後、質疑とします。担当課の説明をお願いします。

#### ○環境省福島地方環境事務所

（担当者説明）

#### ○生活環境課

（担当者説明）

#### ○会長

ただいまの報告について質問があればお願いします。

#### ○小林委員

指定廃棄物は1キログラム当たり 8,000 ベクレル（以下、Bq/kgと表記）

超ですが、この数値に近いものは市内で処分するのですか。

○生活環境課

国が処分するのは8,000Bq/kg超の指定廃棄物となったもので、それ以外は市が処分します。

8,000Bq/kg以下は、市が民間事業者に委託します

○小林委員

委託された民間事業者がどう処理するのか、市が管理するのですか。

○生活環境課

今もクリーン原町センターに高濃度(8,000Bq/kg以下)の焼却灰が保管されています。これも民間事業者に委託しております。仮設焼却施設で発生したイノシシの焼却灰も8,000Bq/kgを越えなければ民間事業者に委託します。

○小林委員

7,000Bq/kgも民間事業者に委託するということですね。それは埋設するのですか。

○生活環境課

この民間事業者は焼却灰を再資源化します。最終処分場に埋設するのではありません。

○小林委員

それはどこに行くのか、そこが一番大きな問題だと思う。放射線量が高いものは、管理できる場所に埋設していくべきではないか。

8,000Bq/kg以下でも汚染物質なので、市が追跡管理できるような仕組みが必要ではないか。

○生活環境課

処理管理につきましては国の基準にそって、管理安全対策をしていきます。

○小林委員

それは8,000Bq/kg以下は市が管理するということですね。

○生活環境課

民間事業者が処理するとしても、市が管理します。

○会長

イノシシを仮設焼却施設で焼却処理するときは、一般焼却物と一緒に燃やすのですか。

○環境省福島地方環境事務所

非直轄（除染特別地域（国直轄除染）以外）の除染廃棄物と一緒に焼却します。

○会長

現状は8,000Bq/kg超のものは、特定廃棄物埋立処分施設に持っていくのですか。

○環境省福島地方環境事務所

そうです。

○会長

（一緒に焼却した）イノシシの焼却灰と除染廃棄物の焼却灰は区分できないので、特定廃棄物埋立処分施設にもっていくのではないのですか。

○環境省福島地方環境事務所

混ぜて燃やした焼却灰が8,000Bq/kgを超えたらすべて国が引き取ります。

○会長

イノシシの焼却灰は民間事業者に委託し、一方で特定廃棄物埋立処分施設に持っていくものもある、という説明では、現状でも（8,000Bq/kg超の焼却灰を）民間事業者に委託しているのではないかと疑問をいただきます。

○環境省福島地方環境事務所

国直轄除染で行っているのは、10万Bq/kg超の焼却灰、1万Bq/kg超の廃棄物とその焼却灰、除染廃棄物の専焼灰は、中間貯蔵施設へ持っていきます。一方、家屋解体廃棄物の焼却灰で10万Bq/kg以下は特定廃棄物埋立処分施設へ持っていきます。

○渡部委員

イノシシを掘り起こして除染廃棄物と一緒に燃やし、その時点で焼却灰が8,000Bq/kg超は特定廃棄物埋立処分施設に、以下は民間事業者へ委託するということですね。

○田中委員

民間事業者へ委託した場合、どこに行ったのか、徹底して追跡管理してほしい。

○生活環境課

現在、クリーン原町センターから8,000Bq/kg以下の焼却灰を引き取っていただき、どのような製品を出荷したのか管理しています。

焼却灰だけを利用するのではなく、いろいろなものと混ぜるので、製品の放射線量は低くなっています。焼却灰をどのくらい使用し、何の製品になり、どこに出荷したか、提出させています。

○渡部委員

8,000Bq/kg以下は民間事業者へ委託し、8,000Bq/kg超は特定廃棄物埋立処分施設に持っていくのですね。中間貯蔵施設に行くものはどのように振り分けしているのですか。イノシシ（通常の廃棄物）と除染廃棄物を一緒に燃やしたら区分ができなくなりますが。

○環境省福島地方環境事務所

例えば、イノシシ1：除染廃棄物9の割合で焼却し、焼却灰が全て8,000Bq/kg以下なら1：9で案分します。

福島県の廃棄物の処理は行き先として除染廃棄物および除去土壌は中間貯蔵にいきます。運搬量を減らすために小高区の仮設焼却施設で発生した除染廃棄物の焼却灰は10万Bq/kg以下でも中間貯蔵施設に持っていきます。ですので、中間貯蔵施設へ行くものは、全て10万Bq/kg超というわけではありません。

○渡部委員

埋設してある牛も掘り起こして焼却する予定があると思いますが、日程等がわかれば教えてください。



○環境省福島地方環境事務所

昨年度から旧警戒区域内の埋設家畜の処理を開始しておりますが、今年度は各行政区長と相談してスケジュールを組み処理しますので、別途ご案内いたします。

○会長

それ以外の質問はないですか。それでは報告事項②および③を終了いたします。

(4) その他

○会長

次に、その他①『次回会議開催について』を議題といたします。次回は10月3日(水)10時開催を予定しておりますが、よろしいでしょうか。

○会長

その他、各委員、事務局から何かございませんか。  
なければ、以上をもって、本日の会議を終了いたします。

4. 閉 会

平成30年度第4回小高区地域協議会会議録

会議録署名人 田中 由里子

会議録署名人 堀内 洋伯